



議会活性化・議会改革の取り組み(南風原町議会)

～ 町民に開かれた議会、政策を深く議論する議会、町民の声を町政につなげる議会へ ～

議会の役割



行政を
チェックする



政策を
議論する



町民の声を
町政につなげる

地方分権の進展の中で、町民の代表としての責任と役割を果たすため、従来の慣例や慣習を見直し、「情報公開」「審議の充実」「町民参加」「広報広聴」「議会運営の効率化」などに継続して取り組んできました。

8つの取り組みの柱

1 情報の公開と発信の充実

- ・本会議の中継・生中継・録画配信
- ・議決結果のインターネット掲載
- ・字幕配信の導入
- ・個々の議員の賛否を公開



2 一般質問・本会議運営の改善

- ・一問一答方式の導入
- ・質問回数制限の廃止
- ・対面方式の採用
- ・答弁書の事前配布
- ・提案理由説明・答弁方法の見直し



3 議会制度・組織の見直し

- ・議員定数の見直し(22人→16人)
- ・議員報酬・費用弁償の見直し
- ・議決事件の追加
- ・常任委員会の再編
- ・全員協議会を正式な議会活動へ



4 委員会活動と調査研究機能の充実

- ・委員会の公開
- ・予算・決算審査方法の改善
- ・情報通信機器の試行使用
- ・議会図書室の整備



5 町民参加と広報広聴の強化

- ・議会活動報告会の開催(H24.4～)
- ・各種団体との意見交換会の実施
PTA、区長会、民生委員・児童委員、学童クラブ、保育園園長会 など



6 議会広報の改善

- ・議会だよりの紙面改善
- ・読者層を意識した紙面づくり
- ・町民インタビューの掲載開始(R6.3～)



7 主権者教育と議場見学

- ・子ども議会の開催(町制施行20周年)
- ・町内学校の議場見学受け入れ(R5～)
- ・議長・議員が説明し、議会への関心を高める取り組み



8 ICT活用とペーパーレス化

- ・タブレットを活用した議会運営(R6.12～)
- ・議案の紙配布を廃止しデータ配布へ(R7.3～)
- ・議会中継システムの機器更新(R7.2)



これまでの主な取り組み経過(年表)

- H10.6 本会議の庁舎内中継を開始(新庁舎落成)
- H12.6 議会議決結果等のインターネット掲載開始
- H12.6 夏の省エネルギー(かりゆしウェア、紺ウェア)開始
- H12.10 南風原町子ども議会を開催(小・中学生)
- H14.3 一般質問に一問一答方式を導入
質問時間を30分以内に見直し
- H19.6 一般質問の回数制限を廃止
- H17.3 議員定数を22人→16人に見直し
議員報酬・費用弁償を見直し
- H17.9 議会の議決事件に基本計画を追加
- H19.6 地方自治法改正に伴う議会制度の見直し
委員会の公開を決定
- H20.8 常任委員会の再編
(総務民生・経済教育・議会広報)
- H20.10 全員協議会を正式な議会活動に位置付け
「紺ウェアの着用についての決議」
- H21.6 賛否が分かれた議案の議員別賛否を公表
- H21.9～ 課長等の本会議への出席制限
- H23.3 予算・決算審査方法の改善(運用改善)
- H24.3 議会活動報告会を開始
- H24.4～ 一般質問の対面方式を採用
- H25.3 議会中継システム整備→H25.12 生中継・録画配信開始
- H25.6～ 一般質問の答弁書を事前配布
- H25.9 南風原町議会基本条例を制定
- H25.12 傍聴規則の改正、議会図書室の整備
- H26.6 委員会での情報通信機器の試行使用開始
- H27.3 提案理由説明・一般質問答弁方法の見直し
- H27.6 各種団体との意見交換会を開始
- H29～ 本会議の字幕配信を開始
- R5.12～ 議会だよりの改善/町民インタビュー掲載開始
- R6.3～ 町内学校の議場見学受け入れ
- R5～ タブレットを活用した議会運営を開始
- R6.12～ 議会中継システムの機器を更新
- R7.2 議案資料の紙配付を廃止、データ配付へ
- R7.3～

議会基本条例の検証(令和5年度～令和6年度)

検証の目的・経緯

議会基本条例第28条第1項の規定により、条例第1条の目的が達成されているかを検証するため、議会活性化調査特別委員会を設置し、全28条の検証を行いました。



検証の評価方法

全28条について、次の2項目を評価

- ① 運用は適切か
- ② 改正の必要はあるか



検証結果の概要

- ① 指摘事項なし(適正に運用されている)
第6条、第9～10条、13条、16条、26条、28条
- ② 指摘事項あり(更なる取り組みが必要)
情報公開、町民参加、自由討議、議会報告会、議員研修、議会図書室、自己評価・第三者評価など(詳細は下記参照)
- ③ 新たに規定の追加
第9章「災害時の対応」(第26条)を追加

追加した条文のポイント(災害時の対応)



今後の取り組み

- ・指摘事項については継続審議とする
- ・本特別委員会の期間は議員任期とする
- ・改選後も未解決課題を引き継ぐ
- ・議会運営委員会において速やかに本委員会を設置する

これまでの取り組みの全体像(まとめ)

情報公開



見える議会に

審議の充実



深く議論する議会に

制度・組織改革



責任ある議会に

町民参加・広聴



町民とつながる議会に

広報の改善



伝わる議会広報に

主権者教育



未来を担う子どもへ

ICT・効率化



時代に合った議会へ

これからも

町民に開かれた議会、政策を深く議論する議会、町民の声を町政につなげる議会を目指し、議会改革を継続して進めます。

